## 別記様式第48号(第103条関係)

営業の方法	
営業所の名称 営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から午前 時 分まで 午後 中
	①する ②しない
18歳未満の者を従業者として使用すること	①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に)
18歳未満の者を 客として立ち入 らせること	①する ②しない
	①の場合:保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物 (酒類を除く。)の提供	①する ②しない
	①の場合:提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容
	時 間 帯 午前 午後 時 分から午前 時 分まで
当該営業所において 他の営業を兼業する こと	①する ②しない
	①の場合:当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を

- 防止する方法を記載すること。
  4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、<u>ショー</u>、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(<u>不特定の</u>客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。)を記載すること。
  5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。